

南山城村「新しい生活様式」対応中小企業者等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 村長は、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響を踏まえて、業況が悪化している中小企業者等が新型コロナウイルス感染症と共存する「新しい生活様式」に対応することを目的に実施する事業に対し、南山城村補助金等の交付に関する規則（平成26年南山城村規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、南山城村内に事業所を持つ法人又は個人事業者で、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する法人又は個人事業者とし、別表1に定めるとおりとする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は補助金の対象としない。

(1) 南山城村暴力団排除条例（平成24年南山城村条例第23号）に規定する暴力団に関する者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する風俗営業を営む者並びに第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者

(3) (1) 及び (2) に掲げる者のほか、村長が不相当と認める者

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金対象経費及び補助金額は、別表2に定めるとおりとする。

(補助事業対象期間)

第4条 補助事業対象期間は、令和2年4月1日から令和3年3月15日までとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式（以下「申請書」という。）に必要書類を添えて提出しなければならない。

2 申請書の受付期間は、令和2年12月14日から令和3年3月17日までとする。

3 規則第15条の規定にかかわらず、前項の申請書の提出をもって、同条の規定による実績報告に代えるものとする。

4 申請者は、申請書の提出をもって、規則第7条に規定する交付決定に係る審査及び交付決定後において国等の検査等があった場合の対応に当たり、村長が申請者から必要な情報を収集することに同意したものとする。

(補助金の交付決定等)

第6条 村長は、前条第1項の規定による申請書を受理した場合は、事業の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、規則第7条に規定する補助の交付決定及び規則第16条第1項の規定による補助金の額の確定を同時に行い、別記第2号様式により速

やかにその内容を当該申請者に通知する。

(補助金の返還等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の交付の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為があったとき。
- (2) その他規則及びこの要綱に違反したとき。

(補助金の経理等)

第8条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産」という。)について、別記第3号様式による取得財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 規則第21条ただし書に規定する村長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数又は交付決定の日から10年のいずれか短い期間とし、同条第2号に規定する村長の定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定めるものとする

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、失効する。

(経過措置)

3 前項の規定による失効前の南山城村「新しい生活様式」対応中小企業者等支援補助金交付要綱の規定に基づき交付した補助金については、同要綱の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年2月24日から施行する。

別表1（第2条関係）

企業区分
(1) 中小企業者
(2) 小規模事業者・個人事業者
(3) 商工団体等
(4) 病院
(5) 特定非営利活動法人

別表2（第3条関係）

補助対象経費	(1) アクリル板・透明ビニールカーテンなどの設置 (2) 店舗、オフィススペースや作業場の配置変更等に要する経費 (3) キャッシュレス決済の導入経費 (4) 「新しい生活様式」の対応に向けた研修に要する経費 (5) 検温器やマスク、消毒スプレーなど、衛生用備品、消耗品購入費 (6) その他各種ガイドラインから必要と認められるものに要する経費
補助金額	補助対象経費の10分の10又は15万円のいずれか低い額 ただし、千円未満切り捨てとする。